



地域別最低賃金が上がります。

令和5年10月以降の地域別最低賃金額が決定されました。物価上昇等の影響もあり、今年度は **全国平均で43円(最大47円)**引き上げられます。特定(産業別)最低賃金については今後審議され12月頃決定される予定です。



● 令和5年度地域別最低賃金一覧表

都道府県	令和5年	増額額(令和4年)	発効日	都道府県	令和5年	増額額(令和4年)	発効日	都道府県	令和5年	増額額(令和4年)	発効日			
北海道	960円	40円	(920円)	10/1	石川	933円	42円	(891円)	10/8	岡山	932円	40円	(892円)	10/1
青森	898円	45円	(853円)	10/7	福井	931円	43円	(888円)	10/1	広島	970円	40円	(930円)	10/1
岩手	893円	39円	(854円)	10/4	山梨	938円	40円	(898円)	10/1	山口	928円	40円	(888円)	10/1
宮城	923円	40円	(883円)	10/1	長野	948円	40円	(908円)	10/1	徳島	896円	41円	(855円)	10/1
秋田	897円	44円	(853円)	10/1	岐阜	950円	40円	(910円)	10/1	香川	918円	40円	(878円)	10/1
山形	900円	46円	(854円)	10/14	静岡	984円	40円	(944円)	10/1	愛媛	897円	44円	(853円)	10/6
福島	900円	42円	(858円)	10/1	愛知	1,027円	41円	(986円)	10/1	高知	897円	44円	(853円)	10/8
茨城	953円	42円	(911円)	10/1	三重	973円	40円	(933円)	10/1	福岡	941円	41円	(900円)	10/6
栃木	954円	41円	(913円)	10/1	滋賀	967円	40円	(927円)	10/1	佐賀	900円	47円	(853円)	10/14
群馬	935円	40円	(895円)	10/5	京都	1,008円	40円	(968円)	10/6	長崎	898円	45円	(853円)	10/13
埼玉	1,028円	41円	(987円)	10/1	大阪	1,064円	41円	(1,023円)	10/1	熊本	898円	45円	(853円)	10/8
千葉	1,026円	42円	(984円)	10/1	兵庫	1,001円	41円	(960円)	10/1	大分	899円	45円	(854円)	10/6
東京	1,113円	41円	(1,072円)	10/1	奈良	936円	40円	(896円)	10/1	宮崎	897円	44円	(853円)	10/6
神奈川	1,112円	41円	(1,071円)	10/1	和歌山	929円	40円	(889円)	10/1	鹿児島	897円	44円	(853円)	10/6
新潟	931円	41円	(890円)	10/1	鳥取	900円	46円	(854円)	10/5	沖縄	896円	43円	(853円)	10/8
富山	948円	40円	(908円)	10/1	島根	904円	47円	(857円)	10/6	全国加重平均額1004円				

● 最低賃金のポイント

- 地域別最低賃金の適用は発効日からとなります。
- 地域別最低賃金は原則、その地域にある事業所で働く労働者に適用されます。
地域別最低賃金と特定(産業別)最低賃金の両方が設定されている場合は、高い方の最低賃金が適用されます。
※その他、最低賃金の詳細はこちらをご覧ください：<https://www.mhlw.go.jp/www2/topics/seido/kijunkyoku/minimum/minimum-09.htm>



● 最低賃金の確認方法

【例】東京都にある事業所の場合
～最低賃金～

1,113円/時間(令和5年度)
1,072円/時間(令和4年度)

～労働条件～

◆年間所定労働日数 250日

◆所定労働時間 8時間/日

～月給制～

- 基本給 : 160,000円
- 職務手当 : 20,000円
- 通勤手当 : 5,000円
- 時間外手当 : 35,000円
(合計 220,000円)

① 対象となる賃金を求める。

支給された賃金から、最低賃金の対象とならない賃金(通勤手当、時間外手当、家族手当等)を除いた賃金
 $220,000円 - (5,000円 + 35,000円) = 180,000円$

② ①の金額を時間額に換算する。

$(180,000円 \times 12か月) \div (250日 \times 8時間) = 1,080円$

③ ②の金額と、最低賃金を比較する。

$1,080円 < 1,113円$

見直しが必要!!

確認結果

令和4年度の最低賃金には抵触しませんでした。令和5年度の最低賃金には抵触する為、賃金の見直しが必要となります。